

## ドバイ国際金融センターでの拠点設立の手続きの概要

金融 & 中東ニュースレター

2026年2月25日号

執筆者:

森下 真生

[m.morishita@nishimura.com](mailto:m.morishita@nishimura.com)

黒田 英

[s.kuroda@nishimura.com](mailto:s.kuroda@nishimura.com)

### 1. ドバイ国際金融センターについて

ドバイ国際金融センター(Dubai International Financial Centre)(以下「DIFC」)は、アラブ首長国連邦ドバイ首長国(以下「UAE」)におけるフリーゾーンのひとつで、2004年に設立されました。DIFCは主として金融業を対象とするドバイにおける主要なフリーゾーンの一つであり、中東、アフリカ、南アジア(MEASA)地域を結ぶ金融・投資のプラットフォームとして機能し、日本の金融機関や商社を含む世界各国の銀行、資産運用会社、保険会社など多くの企業が拠点を置いています。

DIFCは、独立した金融規制機関<sup>1</sup>であるドバイ金融サービス機構(Dubai Financial Services Authority)(以下「DFSA」)を有し、金融業について、UAEの他地域よりも洗練された規制環境を有すると共に、大陸法系の法制度を有するUAEにおいて、英国コモンローに基づく独自の法制度と裁判制度を持つなど、国際水準の法律・ビジネス環境を提供しており、グローバル企業の進出先として人気があります。

本稿では、DIFCにおいて金融業を行う会社(銀行、投資銀行、証券売買仲介会社、資産運用会社、ヘッジファンド、フィンテック企業、保険・再保険会社等を含むがこれに限らない、以下「金融会社」)を設立する際の手続きの概要を紹介します。

### 2. ドバイ国際金融センターに金融会社を設立する際の手続きの詳細

#### (1) ドバイ国際金融センターで取得できる金融関係のライセンスの種類

DIFCにおいて金融会社を設立する場合に取得可能なライセンスの種類については、DFSAの規則集(The DFSA Rulebook)<sup>2</sup>第1.3条及びAPP1に定められており、大要以下の通りです<sup>3</sup>。DIFCの金融会社は、そのライセンスにより認められている場合、自身に適用されるカテゴリより下位のカテゴリに属する金融サービスも実施することができます。

#### ① カテゴリ1 預金の受け入れ、PSIAu(イスラム銀行が顧客の資金を運用する仕組み)の管理

<sup>1</sup> アラブ首長国連邦のDIFC以外の地域の金融活動については、UAE中央銀行の監督下であり、中央銀行並びに金融機関、金融活動及び保険事業を包括的に規制する2025年連邦法第6号等により異なる法体系で規制されておりますので、そちらについては、当事務所の2025年12月18日付のニュースレターであるUAEにおける金融活動規制の動向([https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/middle\\_east\\_251218\\_ja.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/middle_east_251218_ja.pdf))をご確認ください。

<sup>2</sup> [https://dfsae.thomsonreuters.com/sites/default/files/net\\_file\\_store/DFSA1547\\_17395\\_VER360.pdf](https://dfsae.thomsonreuters.com/sites/default/files/net_file_store/DFSA1547_17395_VER360.pdf)

<sup>3</sup> なお、カテゴリ5についてはイスラム金融機関となりますが、日本企業には関連が薄いため、割愛しています。

- ② カテゴリ 2 信用供与、自己勘定取引
- ③ カテゴリ 3A 代理人取引
- ④ カテゴリ 3B ファンド関連のカストディ・受託、確定拠出型年金制度の運営等
- ⑤ カテゴリ 3C 資産運用、ファンド運用、ファンド以外のカストディ、信託サービス、決済サービスの提供(電子マネー等発行)等
- ⑥ カテゴリ 3D 決済サービスの提供(電子マネー等発行及び送金を除く)等
- ⑦ カテゴリ 4 投資助言・取次・媒介、保険仲介、ファンド管理補助、決済サービスの提供(送金)、クラウドファンディング・プラットフォームの運営等

## (2) 政府関係の費用

金融会社を設立する場合に取得可能なライセンスに関する政府関連の主要な手数料等と資本金の金額は米ドル建てでそれぞれ以下の表の通りです。

金融サービス	DIFC の登録費用	DIFC のライセンス費用	データ保護手数料	DFSA の申請費用	DFSA の年間ライセンス費用	最低資本金(下記のカテゴリ内でもライセンスの種類ごとに、一定の例外がある点に留意が必要)
カテゴリ 1	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$70,000	\$100,000	\$10 million
カテゴリ 2	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$40,000 \$70,000	-\$50,000 \$100,000	\$2 million
カテゴリ 3A	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$25,000	\$25,000	\$200,000
カテゴリ 3B	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$25,000	\$25,000	\$1 million
カテゴリ 3C	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$25,000	\$25,000	\$230,000
カテゴリ 4	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$15,000	\$15,000	最大\$ 30,000
カテゴリ 4(クラウドファンディング・プラットフォームの運営)	\$8,000	\$12,000	\$1,250	\$5,000	\$10,000	\$ 140,000

なお、上記は DIFC と DFSA に対して支払が必要な費用で、書類の認証等に要する費用や弁護士費用、従業員の雇用等に関連する費用(ビザ・保険費用等)等、支払先が DIFC と DFSA 以外の費用は含みませんので、ご留意下さい。

### (3) 手続き

DIFC 及び DFSA の担当者から提示された、DIFC での拠点設立についての手続きの流れは大要以下の通りです。

- ① DIFC の事業開発チームとの面談
- ② DIFC の事業開発チームが DFSA の窓口を紹介
- ③ DFSA への申請書類の提出
- ④ DFSA からの初期承認(3-6 ヶ月間有効)の付与
- ⑤ DIFC 内のオフィスの選択
- ⑥ DIFC 会社登記局への登記
- ⑦ DFSA による最終検査及び最終承認並びにライセンスの取得

全体的な手続きにかかる期間については、ライセンスのカテゴリに大きく依存するものの、6 ヶ月-1 年程度になります。

### (4) その他

DIFC 及び DFSA の担当者から入手している金融会社を設立する場合の手続きの流れは上記の通りですが、UAE においては会社の設立手続きが予告なく変更されたり、政府手数料についての変更が一方的に行われたりすることは一般的ですのでご注意ください。

また、DIFC では、地域統括会社やホールディング会社等、金融会社以外の会社の設立も可能であり、中東アフリカ地域の地域統括本部や持ち株会社等も多く置かれています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)